

規 則

鳥取縣規則第十六號

災害救助法第二十三條の規定による救助の程度、方式及び期間を次の通り定める。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、收容施設の供與

- (イ) 避難所設置のため支出する費用（建物使用謝金、消耗品費及び燃料費その他雜費）は次の限度を超えることができない。收容者一人一日當り一圓八十錢
- (ロ) 避難所の開設期間は開設の日から十日を超えることができない。但し己むを得ない特別の事情から右期間により難い場合にはその都度事情を具し厚生大臣の認可を受けて必要な期間これを延長することが

昭和二十三年三月二十六日  
第十八百九十四號

金 際 日

できる。

二、炊出しその他による食品の給與

- (一) 炊出し
  - (イ) 炊出しのため支出する費用は一人一日につき八圓五十錢以内とする。
  - (ロ) 炊出しの期間は、炊出し開始の日から六日を超えることができない。但し己むを得ない特別の事情から右期間により難い場合にはその都度事情を具し厚生大臣の認可を受けて必要な期間これを延長することが
- (二) 食品の給與
  - (イ) 食品の給與のため支出する費用は一人一日につき八圓五十錢以内とする。
  - (ロ) 食品の給與は住宅の焼失、流失、倒壊又は半壊、半壊、床上浸水等により一時縁故地等に避難するこ

とを要ししかもその應急必要な主食その他の食品を喪失した者に對し必要に應じて必ず現物によりこれを行う。(イ) 食品の給與は三日分以内とする。

三、被服、寢具その他生活必需品の給與又は貸與

(一) 被服、寢具その他生活必需品の給與又は貸與のため支出する費用は次の限度を超えることができない。但し家財の減失又は毀損の程度が激甚であつて右限度により難い場合には、厚生大臣の認可を受けて必要な費用を支出することができる。

(イ) 被服、寢具その他衣料品の給與又は貸與  
1 住家の焼失、流失又は洪水による倒壊等により被害を受けた者

夏期 (自四月 至八月) 一戸につき 二、四七〇圓

冬期 (自九月 至三月) 同 三、一九五圓

2 住家の半焼、地震による倒壊、洪水による半壊又は床上浸水等により被害を受けた者

夏期 (自四月 至八月) 一戸につき 四九五圓

冬期 (自九月 至三月) 同 六四五圓  
(イ) 生活必需品の給與又は貸與  
1 住家の焼失、流失又は洪水による倒壊等により被害を受けた者 一戸につき 五〇五圓

2 住家の半焼、地震による倒壊、洪水による半壊又は床上浸水等により被害を受けた者 一戸につき 二〇五圓

(二) 被服、寢具その他生活必需品の給與又は貸與は、

住宅の焼失、流失、倒壊、半焼、半壊又は床上浸水等により生活上必要な家財を減失又は毀損し、物資販賣機構の一次的混亂により資力の有無にかかわらずこれ等の家財を直ちに入手することができずしかもこれを放置することができない状態にある者に對し、その被害の實情に應じ概ね別表に掲げる品目の範圍内において現物を給與又は貸與する。

(三) 被服、寢具その他生活必需品の給與又は貸與をなし得る期間は、災害發生の日から十日以内とする。但し已むを得ない特別の事情から右期間内に給與又

は貸與をなすことができない場合には、事情を具し厚生大臣の認可を受けた場合に限り災害發生の日から二十日以内において必要な期間これを延長することが出来る。

四、醫療及助産

(一) 醫療

(イ) 醫療 (防疫措置は含まない、以下同じ) のため支出する費用は慣行料金の二割引以内とする。

(ロ) 醫療は、災害により傷害を受け又は疾病に罹つた者又は災害のため繼續して療養することができない者に對し次の範圍においてこれを行う。

- 1 診察
2 藥劑又は治療材料の支給
3 處置、手術その他の治療
4 看護

(イ) 醫療の期間は十四日以内とする。

(二) 助産

(イ) 助産のため支出する費用は慣行料金の二割引以内とする。

内とする。

(ロ) 助産は災害發生の日から七日以内に分娩したる者につき次の範圍においてこれを行う。

- 1 分娩の介助
2 分娩前及び分娩後の處置
3 看護

五、生業に必要な資金、器具又は資料の給與又は貸與

(一) 生業に必要な資金、器具又は資料の給與又は貸與はその必要の生じたる都度厚生大臣に協議しその承認を経てこれを實施する。

六、學用品の給與

(一) 學用品 (文具を含む、以下同じ) の給與のため支出する費用は次の限度を超えることができない。但し特別の事情により次の限度により難い場合は、厚生大臣の認可を受けて必要な費用を支出することができる。

(イ) 住宅の焼失、流失又は洪水による倒壊等により被害を受けた者 一人につき 百二十圓

00923

(四) 住宅の半焼、地震による倒壊、洪水による半壊又は床上浸水等により被害を受けた者  
一人につき 二十四圓

(二) 學用品の給與は住宅の焼失、流失、倒壊、半焼、半壊又は床上浸水等により就學上必要な學用品を減失又は毀損し、物資販賣機構の一時的混亂により資力の有無にかかわらずこれを直ちに入手することができない状態にある學令兒童生徒及び中學校生徒、小學校兒童に對しその被害の實情に應じ現物によりこれを給與する。

七、埋葬

(一) 埋葬のため支出する費用は一件につき四百二十圓以内とする。  
埋葬は災害の際死亡した者の應急死体處理の程度によつてこれを行い埋葬をなしたる者に對しその費用を支給する。但し遺族その他の縁故者において埋葬をなす場合は、棺又は棺材等の現物を支給し可成金銀の支給はこれをなさない。

八、罹災者の避難のため移送及び救濟用物資等の輸送罹災者の避難等のため移送及び救濟用物資等の輸送に要する費用は、その當該地域の公定價格による實費を支出することができる。

九、救助のため必要な人夫備上げ  
救助のため必要な人夫の備上げに要する費用は、當該地域の公定價格による實費を支出することができる。  
但し避難所の開設又は埋葬のため人夫等の備上げをなしたる費用は避難所開設のため又は埋葬のため支出する費用として第一項の(イ)又は第七項の(一)に定める額の範囲内において支出せられるから別に特種積算しない。

別紙

被服、寝具その他生活必需品の給與又は貸與品目

- (一) 被服、寝具その他衣料品
  - 布團又は毛布 作業衣袴 シヤツ又は肌着
  - 婦人服 學童服 幼兒服
  - 生地 手拭 風呂敷
  - 地不足袋 縫糸

00924

(一) 生活必需品

- 鍋又は釜 皿 飯茶碗又は汁碗
- 庖丁 バケツ 箸
- 石鹼 齒刷子 木炭又は薪
- 燃寸 塵紙 和傘
- ロソク 縫針 下駄
- コンロ 齒磨粉

鳥取縣規則第十七號

災害救助法第二十四條の規定による實費辨償の限度を次の通り定める。  
昭和二十三年三月二十六日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、災害救助法施行令第十條第一號乃至第四號に規定する者に對する實費辨償のため支出する費用は次の限度を越えることができない。

- (一) 日當
- (イ) 醫師、齒科醫師及び藥劑師 一人一日百二十圓
- (ロ) 保健婦、助産婦、看護婦 同 四〇圓

(二) 旅費、宿泊料

(イ) 土木技術者又は建築技術者 同 一〇〇圓  
(ロ) 大工、左官又はとび職などについては鳥取縣公定賃金による  
(三) 醫師、齒科醫師、藥劑師、土木技術者及び建築技術者については鳥取縣旅費支給規定に定める二級吏員相當額による。

(四) 保健婦、助産婦、看護婦、大工、左官又はとび職については鳥取縣旅費支給規定に定める三級吏員相當額による。

一、災害救助法施行令第十條第五號乃至第十號に規定する業者及びその従業者に對する實費辨償のため支出する費用は業者のその地域における公的價格による支出實績及び手数料としてその百分の三を加算したる金額とする。

鳥取縣規則第十八號

鳥取縣水産製品検査規則を次のように定める。  
昭和二十三年三月二十六日

28990

28990

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水産製品検査規則

第一條 昭和二十二年十二月農林省令第九十七號指定水産物検査規則(以下この規則において規則という)に基く水産製品の検査に關してはこの規則の定めるところによる。

第二條 この規則において水産製品とは次に掲げる品目をいふ水産製品検査員(以下この規則において検査員という)とは水産製品検査に従事する技師及び検査事務囑託をいう。

一、節類

鯖節

鰯節

削節(いわし削節そをだ削節)

其の他の削節(削粉末を含む)

二、魚類乾製品

(一)素乾品

素乾鰯

鰻

其の他の魚類素乾品

(二)煮乾品

煮乾鰯

同 蝦(煮乾あみを含む)

同 しかね

其の他の魚類煮乾品

(三)鹽乾品

鹽乾鰯

同 鯖

同 鰈

同 鱈

同 鰻

其の他の魚類鹽乾品

三、魚類鹽藏品

鹽藏鰯

同 鯖

同 鰈

其の他の魚類鹽藏品(鹽藏あみ及塩藏魚卵を含む)

四、水産煉製品

蒲鋒類

燒竹輪

其の他の煉製品

五、水産物佃煮

六、鹽辛製品

しか塩辛

其の他の鹽辛製品

七、海苔製品

漉海苔(岩海苔)

八、和布製品

板和布

味付和布

其の他の和布製品

九、昆布加工品

刻昆布

細工昆布

其の他の昆布製品

一〇、其の他の加工水産物

刻鰻

一一、海藻類

てんぐさ

あごのり

あみくさ

しまぎす

えごのり

一二、魚油

さめ油

いわし油

其の他の魚油

第三條 規則第五條但書及び規則第六條但書の規定による知事の定める場合とは次の各號の一に該當する場合を

いふ。

一、官公署において調査又は試験研究に供するもの

二、法令により官公吏に引渡すもの

00927

三、博覽會、共進會、品評會等に出品するもの  
 四、特別の事由により検査免除の承認を受けたもの  
 第四條 検査は水産製品の製造場又はその現在所において検査員がこれを行う。但し知事が必要であると認める場合は別に検査所を指定することができる。

検査員がその職務を行うときは様式第一號の水産製品検査員證を携帯しなければならない。

第五條 検査員は自己に直接利害關係がある者が所有し又は占有する水産製品の検査を行うことができない。

第六條 検査は日出から日没までの間において申請の順序によりこれを行う。但し特別の事由がある場合はこの限りでない。

第七條 検査を受けようとする者は様式第二號の検査申請書を検査員を経由して知事に提出しなければならない。但し特別の事由がある場合は口頭で申請することができる。

第八條 検査は別に定める検査標準により之を行い次の等級を附する。

- 一、節製品 合格(一等、二等) 不合格
- 二、魚類乾製品
  - (一) 素乾品 合格(一等、二等、三等) 不合格
  - (二) 煮乾品 合格(一等、二等、三等) 不合格
  - (三) 鹽乾品 合格(一等、二等) 不合格
- 三、魚類鹽藏品 合格(上、並) 不合格
- 四、水産煉製品 合格(一等、二等、三等) 不合格
- 五、水産物佃煮 合格(一等、二等、三等) 不合格
- 六、鹽辛製品 合格(一等、二等) 不合格
- 七、海苔製品 合格(一等、二等、三等) 不合格
- 八、和布製品 合格(一等、二等) 不合格
- 九、昆布製品 合格(一等、二等、三等) 不合格
- 一〇、其の他の加工水産物
  - 合格(一等、二等、三等) 不合格
  - 一一、海藻類 合格(一等、二等) 不合格
  - 一二、魚油 合格(一等、二等、三等、等外) 不合格

第九條 受検者は別に定める規定により手数料を納付しなければならない。

00928

第十條 受検者又はその代理人は検査員の指揮に従つて検査に立會わなければならない。受検者は検査のため必要な特別の費用及び労力はこれを負擔しなければならない。

第十一條 検査員が検査を行ったときはその種類に應じ次の各號によつて處理しなければならない。但し等級印を押捺することが出来ないものはこれを省略することが出来る。

一、節類  
 紙袋詰のものは容器に第五號様式の検査印を押捺する。

函詰のものは第四號様式の検査證票を受検者に交付し縦繩に結附させこれに第九號様式の検査證に第五號様式の検査印を押捺し容器の要部に貼布させる。

二、魚類乾製品  
 紙袋入りのものは袋の底部に第五號様式の検査印を押捺する。

函詰又は其の他の容器の場合には様式第四號の検査

證票を受検者に交付し縦繩に結附させる。  
 前號手續の外煮乾鰯は第七號様式の甲印を、素乾品、鹽乾品は第七號様式の乙印を検査證票の要部に押捺する。

三、魚類鹽藏品  
 様式第四號の検査證票を受検者に交付し縦繩に結附させる。

四、水産煉製品  
 第六號様式の検査證紙及第四號様式の検査證票を受検者に交付し検査證紙は製品一ヶ毎に貼付し検査證票は容器の從繩に結附させる。

五、水産物佃煮  
 第九號様式の検査證に第五號様式の検査印を押捺して受検者に交付し容器の要部に貼布せしめる。

六、塩辛製品  
 第五號の規定を準用する。  
 七、海苔製品  
 第六號様式の検査證紙を受検者に交付して一把毎に

00929

貼布させ第四號様式の検査證票を包装の要部に結付ける。

八、和布製品

第七號の規定を準用する。

九、昆布加工品

第四號様式の検査證票を受検者に交付し従繩に結附させ第九號様式の検査證に第五號様式の検査印を押し捺し容器の要部に貼布させる。

一〇、其の他の加工水産物

第九號の規定を準用する。

一一、海藻類

様式第三號の検査等級印を包装の要部に押し捺し第四號様式の検査證票を受検者に交付し従繩に結附させる。

一二、魚油

様式第八號の罐蓋を封蠟し様式第四號の検査證票を受検者に交付し従繩に結附せしめる。

受検者は検査済品毎に交付を受けたる検査證票の乙面

に住所氏名又は名稱若しくは商號を記載しなければならぬ。

第十二條 検査の結果につき異議があるときは受検者又は利害關係人は検査終了の日から起算して七日以内に様式第十號の請求書を知事に提出し再検査を請求することが出来る。

再検査の請求はその前検査を行つた検査員を經由しければならない。再検査は他の検査員がこれを行う。

再検査の決定に對しては異議を申立てることができない。

第十三條 前條の規定による再検査の結果前検査と同一の決定があつたときは更に第八條の規定により検査手数料を納付しなければならない。検査員が再検査により検査等級を改めようとするときは様式第十一號の消印で検査等級印を抹消し改めて第十條の規定によつて處理しなければならない。

第十四條 第三條第四號の検査免除の承認を受けようとする者は様式第十二號の検査免除願を検査員を經由し

00930

知事に提出しなければならぬ。知事が検査を免除したときは様式第十三號の検査免除證を交付しその水産製品に對しては様式第十四號の検査免除印を押し捺する。

附則

この規則は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

この規則施行の際現に昭和二十一年十二月鳥取縣令第九十七號鳥取縣水産製品検査規則(以下この規則において舊規則という)に基き申請請求又は出願中のものはこの規則の該當規定により申請し請求し又は出願したものとみなす。

この規則に規定する様式については當分の間舊規則に規定する様式を以て之に代ふることができる。

告示

鳥取縣告示第百二十六號

鳥取縣知事申請の境特別都市計畫事業復興土地區劃整理設計書及び施行規程を認可する。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百二十七號

特別都市計畫法施行令第十一條の規定による境特別都市計畫事業復興土地區劃整理施行規程及び設計書を次のように定める。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、境特別都市計畫事業復興土地區劃整理施行規程

第一條 この規程は、特別都市計畫法(以下法という)第五條の規定により施行する特別都市計畫復興土地區劃整理にこれを適用する。

第二條 換地交付の標準及び法第十六條の補償地積算出の基準となるべき従前の土地各筆の地積は、昭和二十二年七月一日(以下土地臺帳締切期日という)現在の土地臺帳地積(國有地についてはその登録臺帳、臺帳なきときは實測圖、以下これに同じ)による。

鳥取縣知事(以下整理施行者という)は、適當と認め

る區域について測量した實測地積と土地臺帳地積との間に差異があるときは、實測地積を第三項の規定により査定した土地及び土地臺帳締切日前にその地積を實

18003

00931

測訂正したと認める土地以外の土地各筆の土地臺帳地積に按分してその地積を定める。

土地所有者は、整理施行者が別に定める期間内に實測圖を添付し、土地臺帳地積の訂正申請をなし、査定をうけることができる。この場合において同一人若しくはその家族の所有地數筆が連続するときは、その全部の土地について申請しなければならない。

前項の場合において、實測地積又は査定地積と土地臺帳地積との差が、土地臺帳地積の百分の二以内であるときは、土地臺帳地積による。

土地臺帳締切期日經過後分筆又は合筆を行った土地については、締切期日現在における分筆又は合筆前の土地臺帳地積を標準とし整理施行者の査定したものを以て、土地臺帳に登録した地積とする。又土地臺帳締切期日後あらたに土地臺帳に登録した土地については、その登録地積とする。

第三條 前條第三項の規定による査定地積は整理施行者がこれを關係土地所有者に通知する。

土地所有者前項の地積について異議があるときは、通知の日から十日以内はその再調を請求することができる。但しこの場合においては、土地所有者は、別に定める測量費を豫納しなければならない。

前項の規程により再調した結果誤差が百分の一を超えるときは、その地積を訂正して土地所有者にこれを通知し、豫納した測量費はこれを還付する。

第四條 換地交付の標準となるべき従前の土地の全部又は一部について存する未登記の所有権以外の権利の地積は、特別都市計畫法施行令(以下令という)第四十五條の規定により届出のあつた地積による。但し届出地積が土地所有権の地積と符合しないときは、整理施行者が實測査定した地積による。

第五條 従前の土地及び換地各筆の等位並びにこれらの土地の評定價格はその位置、區劃、形質、地積、用途、賃賃價格、周囲の状況等を參酌してこれを定める。

第六條 所有権以外の権利の存する土地について、法第十條の配當割合並びに換地清算金算出の基準となるべ

00932

き所有権及び所有権以外の権利の権利價格は、前條の土地の評定價格を所有権以外の権利の價格、賃借料、位置、區劃、形質、用途、契約期間の長短、周囲の状況等を參酌して、所有権の権利價格と所有権以外の権利の権利價格とにこれを配分する。

第七條 換地は従前の土地の位置、地目、地積、等位、評定價格、利用状況等を標準として、これを交付する。但し法第七條又は第八條の規定その他都市計畫上必要ある場合はこの限りでない。

第八條 換地清算に關して徴収又は交付すべき清算金額は従前の土地の評定價格又は第六條の権利價格と、換地の評定價格又は権利價格との差額とする。

第九條 法第六條、第七條、第八條及び令第四十四條の規定により換地を交付しないで金銭で清算する場合における清算金額は、前條に準じてこれを定める。

第十條 法第十三條第一項の規定により換地豫定地を指定した場合において、換地豫定地の指定をうけた者から申出があつたもの又は特別の事情あるものについて、

整理施行者が必要があると認めるときは、清算金に關する法令及び前二條の規定に準じて假清算をなすことができる。

前項の規定による假清算金は、整理施行者の適當と認める擔保を提供し、なお従前の土地が先取特權、質權、抵當權又は訴訟の目的となつてゐる場合には、その權利者又は訴訟當事者の同意を證する書類を提出しなければならない。これを交付しない。

第十一條 第八條の清算金と前條の規定により徴収又は交付した假清算金との差額を生じたときは、令第十五條第二項、第四十四條第二項又は耕地整理法第三十條第四項の規定による告示の後これを精算する。

第十二條 第八條及び第九條の清算金、第十四條第二項の補償金、第十條の假清算金又は前條の精算金納付の期限並びに場所は、整理施行者がこれを定めて少くとも十日前に納付義務者に通知する。

前項の納付金を期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付又は滞納處分著手の日の前日迄の日

00000

敷に應じ日歩四錢の延滞金を徴收し又督促をなしたときは一回毎に督促手数料參圓を徴收する。

第十三條 法第十五條の規定により移轉又は立退を命じた場合において、必要があるときは、これに關する補償金の一部を前渡することができる。

第十四條 耕地整理法第十八條第二項又は第二十一條第二項の規定により損害補償の請求があつた場合における補償金額は、整理施行者がこれを決定する。

前項の補償金は賃貸人又は土地所有者に對しこれを求償する。

第十五條 法第十六條の規定による補償金は令第三十六條第一項の権利者に對し、従前の土地の評定價格又は第五條の權利價格に按分してこれを交付する。

第十六條 土地所有者その他の権利者で、整理施行地若しくはその隣接市町村に住所又は居所を有しない者は、整理施行に關する通知又は書類の送達を受けるため、整理施行地若しくはその隣接市町村内に代理人を選定して、豫め、整理施行者に届出なければならぬ。

代理人を變更したときも亦同じ。

前項の届出をなさないために生じた損害については、異議を述べることができない。

第十七條 本規程施行の後において、土地建物若しくは工作物に關する權利について、異動を生じたときは、當事者双方連署して、遲滞なく整理施行者にその旨を届出なければならない。この場合において、連署を得ることができないときは、その事由を記載した書面を添付しなければならない。

前項の届出をなさないために生じた損害については、異議を述べることができない。

第十八條 整理施行地について權利を有する者が、耕地整理法第二十九條又は昭和二十一年勅令第三百八十九號(戰災都市における建築物の制限に關する件)の規定により地方長官許可を得るために提出する書類は、整理施行者を経出しなければならない。

第十九條 本規程の施行に關し必要な事項は、整理施行者がこれを定める。

設計書(省略)

鳥取縣告示第百二十八號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により東伯郡高城村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年三月二十七日より

同 年四月 一 日まで

鳥取縣告示第百二十九號

鳥取縣飲用牛乳及び乳製品配給調整委員會規程を次のように定める。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣飲用牛乳及び乳製品配給調整委員會規程

第一條 鳥取縣飲用牛乳及乳製品配給調整委員會(以下單に委員會という)は農林省令飲用牛乳及び乳製品配給規則の規定に基く鳥取縣知事の諮問に應じこの規則

による用途別、地域別の配分、處理業者の登録、飲用牛乳及び乳製品の卸賣業者並びに小賣業者の登録に關する事項について調査審議するものとする。

第二條 委員會は鳥取縣にこれを置き縣廳商工課内に事務所を置く。

委員會は鳥取縣知事の監督に屬する。

第三條 委員會は會長一名及び委員二十名以内でこれを組織する。

會長は鳥取縣經濟部長を以てこれに充て、委員は次に掲げる者の中から鳥取縣知事がこれを委嘱する。

- 一、關係各廳の官公吏
- 二、學識經驗者
- 三、處理業者
- 四、飲用牛乳及び乳製品の卸賣並びに小賣業者
- 五、消費者



第四條 委員會の所掌事項を分掌させるため必要ある場合においては委員會に部會を置くことができる。

第五條 會長は會務を總理する。  
會長事故あるときは會長の指名する委員が會長の職務を代理する。

第六條 委員會に幹事を置き會長がこれを命ずる。  
幹事は會長の指揮を受け庶務を整理する。

第七條 委員會に書記を置き會長がこれを命ずる。  
書記は上司の命を受け庶務に従事する。

第八條 前各條に規定するもの、外委員會の運用に關し必要な事項は會長がこれを定める。

鳥取縣告示第三百三十號

鳥取縣災害救助隊規程を次のように定める。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣災害救助隊規程

第一條 災害救助法第二十二條の規定により鳥取縣災害救助隊(以下救助隊という)を組織する

第二條 救助隊は縣内の全部又は一部にわたる非常災害

が発生した時又は多數の者が同一災害に罹つた場合鳥取縣災害對策協議會の計畫指示に基き各關係者と緊密な連絡團結の下に迅速正確に應急の必要な救助その他應急措置を行い災害に罹つた者の保護と社會秩序の保全を圖るを以て目的とする

第三條 救助隊事務所を鳥取縣民生部厚生課内に置き非常災害又は災害發生の時には夫々適當な場所に假事務所を適宜置くことができる

第四條 救助隊に左の職員を置く

- 隊長 一名
- 副隊長 一名
- 部長 若干名
- 班長 若干名
- 隊員 若干名

隊長は知事がこれに當り隊を統轄し隊務を總理する  
副隊長は副知事これに當り隊長を助け隊長事故あるときはその職務を代理する

部長は縣部長若しくは關件行政廳の職員又は日本赤十字社縣支部の各職員の中から知事が命じ又は委嘱し上司の命を受けてその部の事務を掌理する

班長は縣職員若しくは關係行政廳の職員又は日本赤十字社縣支部の役職員の中から知事が命じ又は委嘱し部長の命を受けてその班の業務を掌理する

隊員は縣若しくは關係行政廳の職員日本赤十字社縣支部の職員又は災害救助活動に關係ある者の中から知事が命じ又は委嘱し上司の命を受け救助作業に従事する

第五條 救助隊に左の部を置き夫々左記業務を掌理する

一、總務厚生部

イ、各部の綜合連絡統制に關する事項

ロ、應急救助一般に關する事項

二、公安部

イ、情報に關する事項

ロ、公安に關する事項

ハ、救出避難に關する事項

三、消防部

イ、消防、應急對策に關する事項

四、衛生部

イ、醫療、防疫に關する事項

ロ、醫療品資材調整に關する事項

五、經濟部

イ、救助物資に關する事項

六、技術部

イ、施設、設備等の應急修理その他技術及び資材調整に關する事項

七、輸送部

イ、避難者、救助人、救助物資、資材等の輸送に關する事項

イ、避難者、救助人、救助物資、資材等の輸送に關する事項

八、協力部

イ、公共團體以外の團體等の協力活動の連絡、統制に關する事項

九、勞務部

イ、各部がその業務を遂行するに必要な勞務供給に關する事項

救助隊の各部に左の班を置き夫々左の救助其他緊急措置に關する業務を行う

一、總務厚生部

イ、總務班

- 1 各部の總合的指揮指導及び連絡に關する業務
- 2 上級官廳關係官公署その他への連絡及災害狀況被害狀況被害狀況の報告に關する業務
- 3 主務大臣、隣接府縣知事への連絡應急要請に關する業務
- 4 人、物、土地、建物に對する強制處分發令に關する業務
- 5 救助費、その他經費の支出並に經理に關する業務
- 6 その他主管に屬せざる業務

ロ、施設班

- 1 避難所、應急救護所措置に關する事務

二、公安部

イ、警備班

- 1、非常警備に關する業務
  - 2、警報傳達に關する業務
  - 3、災害情報蒐集調査に關する業務
  - 4、被害狀況の調査に關する業務
- ロ、救出避難班
- 1、避難誘導に關する業務
  - 2、救出人命救助に關する業務
- 三、消防部
- イ、消防班
- 1、消防又は水防に關する業務
  - 2、危険箇所、補修除去に關する業務
- 四、衛生部
- イ、醫療班
- 1、應急醫療、救護、助産に關する業務
- ロ、防疫清掃班
- 1、防疫、豫防に關する業務
  - 2、清掃整理に關する業務
- ハ、資材調整班

1、部内各班がその業務を遂行するに必要な資材の調整及び備蓄に關する業務

五、經濟部

イ、炊出班

- 1、炊出その他食品飲料水等の給與に關する業務
- 2、食料品その他の調達に關する業務

ロ、給與班

- 1、被服、寝具その他生活必需品の給與貸與に關する業務
- 2、學用品の給與品の調達に關する業務
- 3、生業に必要な資材器具の給與又は貸與に關する業務
- 4、給與品、貸與品の調達に關する業務

六、技術部

イ、施設修理班

- 1、避難所、應急救護所、假設住宅の設置並びに應急修理に關する業務

ロ、道路班

1、部内各班がその業務を遂行するに必要な資材の調整及び備蓄に關する業務

七、輸送部

イ、自動車輸送班

- 1、自動車による避難者、救助人等の輸送に關する業務
- 2、自動車による救助物資、資材その他の輸送に關する業務

ロ、鐵道輸送班

1、鐵道による避難者、救助人等の輸送に關する業務

2、鐵道による救助物資、資材その他の輸送に關する業務

ハ、海運輸送班

1、船舶、舟艇による避難者、救助人等の輸送に關する業務

2、船舶、舟艇による救助物資、資材その他の輸送に關する業務

八、協力部

イ、協力連絡班

1、公共団体以外の団体個人との連絡、救助、應援に關する業務

2、罹災者救恤用寄贈品の受託、配分に關する業務

九、勞務部

イ、勞務供給班

1、各部の班がその業務を遂行するに必要な勞務の供給に關する調整

第六條 救助隊に左記の支隊を置き所屬管内における非常災害又は災害發生に際して救助隊の指示計畫に基き救助その他緊急措置を實施する各支隊は概ね左記業務を主管し平時より各支隊間充分の連絡を採り有事の際は萬全を明するものとする

支隊においては必要に応じて適當な下部組織を設ける

一、地方事務所救助支隊

イ、各支隊の綜合連絡統制に關する業務

ロ、應急救助一般に關する業務

ハ、救助物資に關する業務

二、警察署救助支隊

イ、情報に關する業務

ロ、公安に關する業務

ハ、救出避難に關する業務

ニ、消防、應急対策に關する業務

三、保健所救助支隊

イ、醫療、防疫等に關する業務

四、土木出張所救助隊

イ、道路橋梁、河川港灣その他の應急修理に關する業務

第七條 支隊には左の職員を置く。

支隊長 一名  
隊員 若干名

必要に応じて右以外の職を設けることが出来る。

支隊長は地方事務所長、警察署長、保健所長、土木出張所長が夫々これに當り支隊を統轄し支隊を總理する。隊員は地方事務所、警察署、保健所、土木出張所の職員又は關係諸団体役職員より支隊長が命じ又は委嘱しその支隊の業務に従事する。

◇鳥取縣告示第百三十一號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡巖村大字蚊屋一三八番三地

現住所及び開業地 右同

昭和二十三年三月二十三日第一、二六〇號

嶋 崎 弘 子

本籍地 八頭郡河原町河原七〇番地

現住所及び開業地 氣高郡東郷村高路二七〇番地

昭和二十三年三月二十三日第一、二六一號

山 本 貞 子

明治四十二年六月五日生

◇鳥取縣告示第百三十二號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡中北條村大字江北二〇一五番地

前住所及び開業地 同郡倉吉町宮川町一八五番地

現住所及び開業地 同郡同町東町三四九ノ一番地

昭和二十三年三月二十日住所及び開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので同年三月二十

三月訂正

坂野ふさの

明治二十六年七月二十三日生

鳥取縣告示第百三十三號

鳥取縣水産製品検査標準を次のように定める

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水産製品検査標準

第一條 水産製品の検査標準を次の通り定める。

但し量目、荷造、結束については検査員の承認を受けた場合は此の限りでない。

一、節製品

(一) 節類

さば、いわし節

検査事項	格			不合格	摘要
	合	等	等		
品位	品質色澤形並に香味良好なもの	品位一等品に及ばないもの	品位二等品に及ばないもの	品質不良なもの又は規格に適合しないもの	

検査事項	格			不合格	摘要
	合	等	等		
荷造	紙袋詰のものには箱詰のものより箱詰のものの方が材料が適当で中味の脱漏及び汚染を防止するよう包装荷造を要す何れも外側に品名	紙袋詰のものには箱詰のものより箱詰のものの方が材料が適当で中味の脱漏及び汚染を防止するよう包装荷造を要す何れも外側に品名	紙袋詰のものには箱詰のものより箱詰のものの方が材料が適当で中味の脱漏及び汚染を防止するよう包装荷造を要す何れも外側に品名	紙袋詰のものには箱詰のものより箱詰のものの方が材料が適当で中味の脱漏及び汚染を防止するよう包装荷造を要す何れも外側に品名	紙袋詰のものには箱詰のものより箱詰のものの方が材料が適当で中味の脱漏及び汚染を防止するよう包装荷造を要す何れも外側に品名
重量	一箇の正味重量は次の標準とする	一箇の正味重量は次の標準とする	一箇の正味重量は次の標準とする	一箇の正味重量は次の標準とする	一箇の正味重量は次の標準とする
品位	品質色澤香味良好で脂肪分少ないもの	品位一等品に及ばないもの	品質不良なもの	品質不良なもの	品質不良なもの
荷造	一箱の正味重量は三〇珎(八貫匁)を以て標準とする	一箱の正味重量は三〇珎(八貫匁)を以て標準とする	一箱の正味重量は三〇珎(八貫匁)を以て標準とする	一箱の正味重量は三〇珎(八貫匁)を以て標準とする	一箱の正味重量は三〇珎(八貫匁)を以て標準とする

(二) 削節製品

そをだ削節、いわし削節、削粉末

一箱の正味重量は三〇珎(八貫匁)を以て標準とする。包装は堅牢な箱を用い、越包となし、從繩二廻り三箇所横繩二箇所掛とし、外側に正味重量及製造業者の住所氏名又は名稱を明示するもの。

正味重量及製造業者の住所、又は品名を明示すること。

二、魚類乾製品

(一) 魚類素乾品

検査事項	格			不合格	摘要
	合	等	等		
品位	品質色澤形並に香味良好なもの	品位一等品に及ばないもの	品位二等品に及ばないもの	品質不良なもの又は規格に適合しないもの	

(二) 紙袋入のもの  
正味重量三、七五珎(一貫匁)を標準とする袋口は糸を以て締結し、品名、銘柄、生産者の住所氏名又は名稱を表示すること。  
(三) 紙袋入以外のもの  
重量及包装材料は任意なるも、荷造包装を完全になし、包装の外側に品名、重量及生産者の住所又は名稱を明示せるもの。

結束  
錫は二番錫、二番錫の種類別に撰別し拾枚を一把握とし、ミコ繩又は長手を以て緊束する。

(二) 煮乾品  
煮乾鱈、煮乾えび(煮乾あみを含む)。

煮乾いかなご、その他の魚類煮乾品

検査事項	格			不合格	摘要
	合	等	等		
品位	煮乾適度で品質色澤形並に香味良好なもの	品位一等品に及ばないもの	品位二等品に及ばないもの	品質不良なもの又は規格に適合しないもの	

(三) 塩乾品  
鹽乾いわし、鹽乾さば、鹽乾たら、其の他の鹽乾品  
一袋の正味重量は三、七五珎(一貫匁)を標準とし、袋は紙質の強靱なもので、從繩四、五廻り(一尺八寸)横繩三、四廻り(一尺一寸)程度のものを用い、品名、形態の大小の區別及び重量並に製造業者の住所氏名を袋の要部に記入し、袋口は糸を以て締結するもの。

検査事項  
合 格  
等 等  
不合格  
摘要

品位  
品質適度で品質色澤形並に香味良好なもの  
品位一等品に及ばないもの  
品質不良なもの  
合格品は別に定める規格に適合したるもの

重量は任意とする  
荷造は箱又は籠入とし荷造を完全に容器の外側に品名、重量及生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの

三、魚類鹽藏品

鹽藏鱈、鹽藏鯖、鹽藏鱈、其の他の鹽藏品  
(鹽藏魚卵を含む)

検査事項	合	格	不合格	摘要
	上	並		

品位  
塩量適當で色澤形態良好なもの  
品位上品に及ばないもの  
品質不良なもの  
合格品は別に定める規格に適合したるもの

重量は任意とする  
荷造は箱又は籠入とし荷造を完全に容器の外側に品名、重量及生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの

四、煉製品

蒲鉾類、焼竹輪、其の他の煉製品

検査事項	合	格	不合格	摘要
	一	二	三	

品位  
品質美味  
色澤撰別  
良好なもの  
品位一等品に次ぐもの  
品位二等品に及ばないもの  
品質不良なもの  
一箇月の保存に上の保るるもの

箱詰のものは「ヘトロン紙」又は其の他強靱な防濕紙を以て内容物を被覆して完全に包装し槽詰のものに施蓋後木二本を釘付して細掛を完全にし何れも外側に品名、正味、重量及生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの

六、鹽辛製品

いか塩辛、その他の鹽辛品

検査事項	合	格	不合格	摘要
	一	二	三	

品位  
品質香味  
熟成良好なもの  
品位一等品に及ばないもの  
品質不良なもの  
不合格のもの  
命ずることある

樽詰  
樽は正味重量一八、七五疋(五貫)を標準とする樽以外のもの  
重量及包装材料は任意とする  
荷造包装を完全にし包装の外側に品名、正味、重量及生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの

七、海苔製品

すき海苔(岩海苔)

検査事項	合	格	不合格	摘要
	一	二	三	

品位  
品質色澤  
香氣良好なもの  
品位一等品に次ぐもの  
品位二等品に及ばないもの  
品質不良なもの

品質香味及び弾力の状態が極めて混和物が少く、蒸かす適度なものは、品位一等品に次ぐもの  
品位二等品に及ばないもの  
品質不良なもの  
混和物の割合に依るもの

一箇の正味重量は左の標準による  
蒲鉾 一八、七五(五貫)  
蒸竹輪 二二、五(五貫)  
荷造は箱入とし中味の汚染を防止するよう包装荷造し容器の外側に品名、重量及製造業者の住所氏名又は名稱を明示すること

五、水産物佃煮

検査事項	合	格	不合格	摘要
	一	二	三	

品位  
品質色澤  
撰別  
良好なもの  
品位一等品に次ぐもの  
品位二等品に及ばないもの  
品質不良なもの  
一箇月の保存に上の保るるもの

一箇の正味重量は次の標準とする  
箱詰のもの  
蒲鉾 一八、七五(五貫)  
蒸竹輪 二二、五(五貫)  
荷造は箱入とし中味の汚染を防止するよう包装荷造し容器の外側に品名、重量及製造業者の住所氏名又は名稱を明示すること

規格  
従一九、八(六寸五分)以上、横一七(五寸五分)以上、すいたものを十枚を一帖となし一帖毎に強靱な帯紙を以て結束する  
帯紙には生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの

重量  
一俵の重量一八、七五疋(五貫)を標準とする  
堅牢に細掛けし品名、正味重量及び生産者の住所氏名を表示する

八、海藻加工品

(一) 和布製品

検査事項	合	格	不合格	摘要
	一	二	三	

品位  
品質色澤  
香氣良好なもの  
品位一等品に次ぐもの  
品位二等品に及ばないもの  
品質不良なもの  
水分一八%未満で中軸を除去すること

規格 結束	五枚を一束とし、細白紙若しくは藁繩を以て結束する。 荷造は儀詰となし品名正味重量及生産者の住所氏名又は名稱を明示すること。	
	(二) 味付和布其の他の和布製品	
検査事項	合 格	摘 要
品位	原藻新鮮色澤 香味濃厚味優 良なもの	原料の中軸を除去したもので一寸目三六目の節にかけたもの
規格	一箱の重量は次の標準とする 味付わかめ 紙袋入 三〇〇(二〇〇)匁 紙袋入 三三〇(二二〇)匁 もみわかめ 紙袋入 三三〇(二二〇)匁 紙袋入 三三〇(二二〇)匁 罐入(代用罐を含む) 一八七(一五〇)匁 罐入(代用罐を含む) 一八七(一五〇)匁	
包造 荷造	九、昆布加工品 容器一箇毎に品名、内容量及生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの	

規格 結束	刻昆布、細昆布、其の他の昆布製品	
	一〇、其の他の水産加工品 刻 錫	
検査事項	合 格	摘 要
品位	品質色澤 良好のもの	品質不良なもの
荷造	一箱の正味重量は六〇匁(一六貫)箱入は一八、七五匁(五貫)を標準とする。箱は目張を施し荷造は完全になし、容器の外側に品名、正味重量及生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの	とろろ昆布水分含有量三八%未満のもの
重量 荷造	一箱の正味重量は一八、七五匁(五貫)を標準とする。箱は紙を以て目張を施し荷造を完全になし容器の外側に品名、數量、生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの	

検査事項	海菜類 てんぐさ、おごり おみくさ、いぎす、えごり	
	(一) いわし油、其の他の魚油	
検査事項	合 格	不合格
品位	原藻品質良好 乾燥充分土砂 塵芥雜藻の混 入しないもの	品質不良なもの
重量 荷造	一俵の正味重量三七、五匁(一〇貫)を標準とする。儀装は罎を用い兩小口は切罎にて覆い九縫以上の繩掛をなし横繩二廻り三箇所、從繩二條十文字掛とする。儀装の正味重量及生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの	
包造 荷造	二、魚 油 (一) いわし油、其の他の魚油	

検査事項	さめ油、其の他の魚油 (二) さめ油、其の他の魚油	
	第二條 水産製品の包装又は荷造に使用する材料は次の各號によらなければならぬ。 一、罎は良質の新品を用うるもの 二、繩は強靱な新品を用うるもの 三、箱は堅牢にして充分乾燥したるもの 附 則 この検査標準は昭和二十三年一月一日からこれを適用する	
検査事項	合 格	不合格
品位	品質色澤 良好なもの	品質不良なもの
重量 荷造	一箱の正味重量は一八、七五匁(五貫)を標準とする。箱は紙を以て目張を施し荷造を完全になし容器の外側に品名、數量、生産者の住所氏名又は名稱を明示せるもの	

00947

鳥取縣告示第百三十四號

鳥取縣水産製品検査規格を次のように定める。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水産製品検査規格

鳥取縣水産製品検査標準に規定せる等級標準の外次のように規格を定める

一、節類及削節

(一) 製品の種類及製造條件

(イ) 節類

鯖節(さばを煮熟焙乾後乾燥したもの)

鰻節(潤目鰻を煮熟乾燥したもの)

(ロ) 削節

鰻削節(うるめ節、まいわし節、片口いわしを原料とせるもの)

惣田削節(惣田鯉節、鯖節又は煮乾鯖を原料とせるもの)

(ハ) 其の他の削節(鰯荒節、鱈、煮乾鱈、皮荒削

削粉末を原料とせるもの)

(二) 乾燥度

水分含有量一八%未満であること。

(三) 撰別

鯖節一本の重量は一五瓦(六匁)以上のものと未満のものに撰別し別々に荷造する

鰻節無頭のものにして丸の物と背骨を除去したものと別々に荷造する

削粉末の混入量は一割以内とし五厘目の篩を通過せるもの

(四) 格付

製品二種以上混和せる時は混合種類中の最底の品質のものに格付する

二、魚類乾製品

(一) 素乾品(素乾鰻、鰻、其の他の魚類素乾品)

乾燥度

製品の乾燥度は次の標準とする

上乾品 水分含有量 三〇%未満

00948

半乾品 同 三〇%以上五〇%未満

(一) 煮乾品(煮乾いわし、煮乾いかなご、煮乾えび

(煮乾あみを含む) 其の他の魚類煮乾品)

(イ) 魚種及形態の大小

ちりめんいわし、かたくちいわし、まいわし、うるめいわしに分ち形態の大小を次のように定める。

ちりめん 体長 一寸未満

小羽 同 一寸以上二寸五分未満

中羽 同 二寸五分以上四寸五分未満

大羽 同 四寸五分以上

体長の測定は口先吻端から尾の付根の長さとする

(ロ) 乾燥度水分含有量二〇%未満であること、

但しちりめんいわしは三五%未満であること

(三) 鹽乾品(塩乾いわし、塩乾かれい、鹽乾さば、塩

干するめ、塩乾たら其の他の塩乾品)

(イ) 乾燥度

上乾品の水分含有量三〇%未満

半乾品の水分含有量三〇%以上五〇%未満

半乾品の製造は毎年十一月から翌年四月までの期間に製造するもの

(ロ) 用鹽量

原料重量に對し一〇%以上を使用し一晝夜鹽漬した後乾燥する

(ハ) 表示

半乾品は交付せる検査證票に半乾品と表示すること

三、魚類鹽藏品

鹽藏鰻(一塩物を含む) 鹽藏品

其の他の鹽藏品(塩藏あみ及塩藏魚卵を含む)

(イ) 用鹽量

原料重量に對し一五%以上の塩を以て一晝夜桶漬し更に一〇%以上の鹽を加え本漬する

四、煉製品

(イ) 製品の種類

蒲鉾類、焼竹輪其の他の煉製品

(ロ) 混和物の種類及混入物の割合

00949

- 精肉三、七五疋(一貫匁に付)澱粉(百匁)以上を混入しなければならぬ。
- 五、水産物佃煮
  - (イ) 原料の種類
    - 煮乾ちりめん及小羽鱈、煮乾いかなご、煮乾あみ、削節、昆布海苔、刻するめ、海藻、雑魚、貝類

- 六、海苔製品
  - 製造の条件
    - 抄方良好にして雑藻の混入せざるもの

- 七、昆布加工器

- (一)とろ、昆布

- (イ) 原料の種類
  - 長折昆布、まこんぶ、りしりこんぶ、りしりながこんぶ、かごめこんぶ、参等品以上
  - 長切昆布のりしりこんぶ、ほそめ昆布三等品以上

- (ロ) 裁断の大きさ
  - 厚さ〇、一五耗以下の細線状に削る

- (二) 切昆布

- (イ) 原料の種類
  - 長切昆布のみついでし昆布参等品以上
  - 長こんぶ、厚ばこんぶ、くきながこんぶにして繩結束のもので貳等品以上のもの

- (ロ) 裁断の大きさ
  - 角型切は五分角以内
  - 長方形は幅三分以内

- (三) 刻昆布

- (イ) 原料の種類
  - 長切昆布の長昆布、あつばこんぶ、くきながこんぶの二等品以上のもの

- (ロ) 裁断の大きさ
  - 〇、二耗以下の細線状に刻みたるもの

- 八、其の他の加工水産物

- 刻 錫

- (イ) 乾燥度
  - 水分含有量 二四%未満なること。

- (ロ) 裁断の大きさ

00950

裁断の間隔〇、七厘以下、して爽雑物の混入しな

いもの

九、水産動物質肥料

製 品 の 種 類	窒素含有量	乾燥度
鱈、鱈、鱈又はこれを混入せるもの	八%以上	水分含有量 一二%以内
魚類を原料とせるものにして一以六%以上	同	同
魚類以外の水産動物を原料とせるもの(海獣を除く)粉末肥料	四、五%以上	同

粉末程度	包装重量	原料の種類
耗目の節を通過したもの	三七、五疋(一〇貫)	鱈、鱈、鱈又は右魚種の混入せるもの
同	四五疋(一二貫)	鮫鱈、沖いなし等の底曳網漁獲物の雑魚
同	六〇疋(一六貫)	人手類、かに其の他の甲殻類

◇鳥取縣告示第百三十五號

昭和二十二年七月農林省令第六十二號加工水産物配給規則第十條第一項の規定により次のものを指定水産物の公認荷受機関として登録した。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取市二階町三丁目四番地

鳥取縣中央食品株式會社

代表者 市 谷 幸 治

二、登録の種類 指定水産物公認荷受機関

三、登録番号 第四號

四、取扱水産物の種類 指定水産物

五、營業所又は事業場 鳥取市二階町三丁目四番地

場の位置 鳥取縣中央食品株式會社本社

一、登録者住所氏名 米子市中町二十七番地

米子海産物乾物荷受株式會社



00951

- 二、登録の種類 代表者 齊 藤 善太郎  
指定水産物公認荷受機関
- 三、登録番 第五號
- 四、取扱水産物の種類 指定水産物
- 五、營業所又は事業 米子市中町二十七番地  
米子海産物乾物荷受株式會社本社
- 一、登録者住所氏名 米子市柁町二丁目十五番地  
山陰水産乾物株式會社  
代表者 高 見 勇
- 二、登録の種類 指定水産物公認荷受機関
- 三、登録番 第六號
- 四、取扱水産物の種類 指定水産物
- 五、營業所又は事業 米子市柁町二丁目十五番地  
場 の 所 在 地
- 一、登録者住所氏名 鳥取市東品治町一九番の五地  
鳥取縣農業會  
代表者 倉 繁 良 逸
- 二、登録の種類 指定水産物公認荷受機関

- 三、登録番 第七號
  - 四、取扱水産物の種類 指定水産物
  - 五、營業所又は事業 鳥取市東品治町一九番の五  
場 の 所 在 地 鳥取縣農業會本部  
東伯郡倉吉町明治町  
鳥取縣農業會東伯郡支所  
米子市東町  
鳥取縣農業會西伯郡米子市支所
- ◇鳥取縣告示第百三十六號
- 飼料配給規則に基き、販賣業者及び指定飼料生産業者の登録、指定並に指定飼料消費者に關し次の事項を決定したから同規則によりこれを公示する。
- 昭和二十三年三月二十六日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 一、飼料販賣業者の指定を受ける事の出来る者。  
物價統制令又は物資の配給統制に關する法令に違反して處罰を受けたことの無い者又は法人でその販賣を擔當しようとする市、郡に在住する消費者から購入豫約

00952

- の申込選舉をした數が、當該區在住の消費者數の一割をこえる者又は法人とする。
- 尙指定販賣業者希望者並びに指定販賣店指定に關し次のように期日までに所定の手續を完了しなければならぬ。
- 1、指定販賣業者希望者の届出期日及び場所  
昭和二十三年四月十日 鳥取縣廳畜産課長宛
  - 2、指定販賣店選舉豫定日  
昭和二十三年四月二十日
  - 3、指定申請書提出期日  
昭和二十三年四月二十二日
  - 4、指定申請書提出場所  
鳥取縣廳畜産課經由農林大臣宛
  - 5、指定販賣店指定期日  
昭和二十三年五月二十三日
- 選舉の結果地區在住の消費者の一割以上の申込（投票）を受けた者は申込者一名に付五〇圓の信託金を消費者名簿に添え指定申請書提出期日までに縣に提出するも

- のと、ある。
- 二、指定飼料生産業者の登録
    - 1、左に掲げる指定飼料の生産業者は登録申請をなし、登録を受けなくては生産する事が出来ない。
    - 2、右生産業者は生産する營業所毎に申請しなければならぬ。
  - 3、指定飼料生産業者登録申請書提出期日  
昭和二十三年四月十五日
  - 4、登録票交付期日  
昭和二十三年五月二十三日
  - 5、指定飼料
 

輸入飼料、	配合飼料、	乾燥澱粉粕、
醬油粕、	米糠油粕、	米糠、
椰子油粕、	大豆皮、	飼料用大豆粕、
麩、	玉蜀黍皮、	玉蜀黍脱脂胚芽、
魚粕、	ビートパルプ、	ビール粕、
乾燥酒精粕、	麥糠、	高粱糠、
食糧不適物、	燕麥、	輸入飼料作物種子、
  - 三、購入申込（選舉）をする事の出来る者

左に掲げる者で従来飼料の配給を受けていた者。

- 1、乳牛を飼育する者
- 2、犍牛馬を飼育する者。
- 3、種畜又は種きんを飼養する者。
- 4、配合飼料又は米糠油粕の生産業者。
- 5、試験研究又は教育機關。
- 6、その他特殊需要者。

鳥取縣告示第三十七號

大正十五年七月鳥取縣告示第二百四號を以て認定せる府縣道路の路線名中、國英停車場、釜口線はこれを廢止する。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣告示第三十八號

府縣道路線次の通りこれを認定する。

昭和二十三年三月二十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

路線名	起點	終點	重要な經過地
西郷線	八頭郡西郷村大字中井字棚田	八頭郡散岐村大字	
國英停車場	同郡國英村大字釜口停車場	佐貫	

彙報

昭和二十一年勅令第三百一十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月二日付本欄參照)

昭和二十三年一月二十四日以降本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發 日本政府宛 覺書は左記の通りである。

記

一、宣傳用出版物の沒收に關する件

(昭和二十三年二月 十四日付官報參照)

昭和二十三年三月二十六日印  
昭和二十三年三月二十六日發行

鳥取縣公報

(昭和二十三年四月十五日)  
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町